3　第十三条に規定する特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業を行うことについての計画その他の事項について記載した別記様式第一の三による事業実施計画に、当該者の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　提出の日の属する事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条第一項に規定する事業年度をいう。以下同じ。）の直前の事業年度（次号において「基準事業年度」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）を経過している場合に限る。）

三　基準事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。第十五条第一項第三号及び第十七条第一項第三号において同じ。）に添付された法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立事業年度を経過している場合に限る。）

四　提出の日における株主名簿

五　常時雇用する従業員数を証する書面

六　組織図

七　第十四条各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第一の四による宣言書

八　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

第十五条第一項中「別記様式第六」を「別記様式第八」に、同項第三号中「第十一条」を「第十九条」に改め、同条を第二十四条とする。

第十四条第一項中「別記様式第五」を「別記様式第七」に改め、同条を第二十三条とする。

第十三条第二項中「法第二十八条第一項に規定する国家戦略特区支援利子補給金をいう。次条において同じ。」を削り、同条を第二十二条とする。

第十二条中「（同条第一項に規定する利子補給契約をいう。次条第二項において同じ。）」を削り、同条を第二十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

（第一条第二号に掲げる事業に係る利子補給契約の優先）

第二十条　政府は、毎年度、各利子補給契約（法第二十八条第一項に規定する利子補給契約をいう。次条及び第二十二条第二項において同じ。）により当該年度において支給することとする国家戦略特区支援利子補給金（法第二十八条第一項に規定する国家戦略特区支援利子補給金をいう。第二十二条第二項及び第二十三条において同じ。）の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超える場合は、第一条第二号に掲げる事業に係る利子補給契約を結ぶことを優先するよう努めるものとする。

第十一条を第十九条とし、第十条を第十八条とし、第九条の次に次の八条を加える。

（法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業）

第十条　法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業は、第一条第一号及び第二号に掲げる事業とする。

（報告書の提出時期及び手続）

第十一条　法第二十七条の二に規定する課税の特例の適用を受けようとする法人であって、第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施計画（同条第五項において準用する同条第四項の規定による変更の確認があった場合には、その変更後のもの）に係る特定事業（以下この条において「確認特定事業」という。）を実施するもの（以下この条において「事業実施主体」という。）は、当該事業実施計画に記載された事業実施期間中の各事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第五による実施状況報告書を国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

一　前年度の確認特定事業の実施状況

二　前年度の収支決算

三　前年度の確認特定事業の用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関する実績

四　統括事業を実施する法人にあっては、当該統括事業に関する出資等の実績

2　前項に規定する事業実施主体であって、第一条第一号ロ(5)に掲げる特定事業を実施するものは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る事業実施計画に記載された事業実施期間の初日から当該特定事業に係る施設が外国人学校の用に供された日以後三年を経過する日までの期間中の各事業年度終了後一月以内に、同項に規定する実施状況報告書を国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

3　国家戦略特別区域担当大臣は、前二項の実施状況報告書に関し、確認特定事業を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、事業実施主体に対して、別記様式第五の二による当該事業を適切に実施していると確認したことを証する書面及び当該確認の概要を記載した書面を交付するものとする。

4　国家戦略特別区域担当大臣は、前項の確認をしないときは、事業実施主体に対して、別記様式第五の三によりその旨及び理由を通知するものとする。

（法第二十七条の三の内閣府令で定める事業）

第十二条　法第二十七条の三の内閣府令で定める事業は、次に掲げる要件の全てを満たす事業とする。

一　当該事業の施行される土地の区域の面積が五百平方メートル以上であること。

二　次のいずれかに該当する事業

イ　次に掲げる公益的施設のうち二以上（⑽及び⑾に掲げる公益的施設にあっては、一以上）の整備を含む事業であって、法第十五条、第十六条、第二十条、第二十一条から第二十四条まで及び第二十五条の規定による規制の特例措置の適用を受けるものであること。

(1)　高度な医療の研究施設

(2)　高度な医療の提供を行う医療施設

(3)　我が国において新たに事業を行う外国会社が当該事業を行う施設又は当該外国会社に対し当該事業に係る設備の提供及び経営管理を支援する事業を行う施設

(4)　国際会議等の用に供する大規模な集会施設

(5)　国際会議等に参加する者の利用に供する宿泊施設又は文化施設

(6)　外国語による教育を行う施設

(7)　外国語による保育を行う施設

(8)　外国語による医療の提供を行う医療施設

(9)　外国人旅客の中長期の滞在に適した施設を使用させるとともに当該滞在に必要な役務を提供する施設

⑽　自動車ターミナル法（昭和二十四年法律第百二十六号）第二条第六項に規定するバスターミナル

⑾　公園、緑地又は広場

ロ　専らイに掲げる公益的施設（当該公益的施設に付随する施設を含む。）の用に供する建築物又は構築物の整備を行う事業であること。

（法第二十七条の四の内閣府令で定める特定事業）

第十三条　法第二十七条の四の内閣府令で定める特定事業は、次に掲げる事業とする。

一　中小企業者（中小企業基本法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。次号において同じ。）が行う第一条第一号イ(1)から(3)まで及び(5)に掲げる事業に限る。）及びハ並びに第二号に掲げる事業に係るもの

二　中小企業者が行う法第十八条の規定による規制の特例措置の適用を受ける事業